

<該当部分抜粋>

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 24 年防衛省訓令第 5 号）の一部改正新旧対照表

（下線は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別表第 3（第 12 条関係） 次に掲げる者で日本国籍を有するもの 1 （略） 2 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳未満の者で次に掲げるもの (1) （略） (2) 学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の 3 月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者 イ～ホ （略） へ <u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）第 148 条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）</u>において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間 2 年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の 3 月までに当該課程を卒業する見込みの者 ト （略）	別表第 3（第 12 条関係） 次に掲げる者で日本国籍を有するもの 1 （略） 2 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳未満の者で次に掲げるもの (1) （略） (2) 学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の 3 月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者 イ～ホ （略） へ <u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間 2 年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の 3 月までに当該課程を卒業する見込みの者 ト （略）